

お聞かせいただければというふうに思います。
福祉保健部長（高谷洋一君） まず1点目の国からのペナルティがあるのかということをごさいますけれども、市単独でやる限りは国からのペナルティはないと思っております。

それから、保育士の配置の問題になりますけれども、ゼロ歳児が1人で3人を見ると、1歳児は6人で見るというふうに、保育士の配置の最低基準につきましては、一定、おおむねというふうな決め方をしてありますが、保育現場の方で非常に努力をなさっていただいているのではないかなと、私は理解をいたしております。

それから、看護師につきましては、確かに子どもたちはいろいろ病気も急変する場合もございますので、看護師が全保育所に配置されることが望ましいというのは、私自身も考えてはおりますけれども、今の制度の中で、そういうことをごさいますので、私たちもそこらあたりを今後の課題として検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

13番（吉富博久君） 看護職は、全保育所に配置されるのが望ましいということだと自分も思っているということですから、ぜひそうしていただきたいと思いますが、ただ、全額をそういうふうにした形の中で看護師を1人雇いなさいということではなくて、先ほどもちょっと触れられましたけれども、保育士の時間単価と看護師の時間単価と約300円ぐらいの差なんですよ。その300円の差が埋められなくて看護師が来ない。幾ら看護師を雇おうと思っても来てくれないという状況にありますので、その300円を埋めることによって看護師が雇用できるという状態があるんです。これだったらそんなにお金はかからないというふうに思いますので、ぜひそういった対応を、もう一度早急に検討するということですから、検討して結論を出して、そのことも含めてですよ。早急に検討するという答弁がありましたので、最初、ぜひお願いをいたしたいというふうに思います。

それと、配置基準で、現場が大変苦勞しながら、やはりそれなりに努力をしてやっておられると、そうだろうと思えますという福祉保健部長の答弁がありました。そのとおりなんです。現場はてん

てこ舞いなんです。そして、私どもが保育所に行っ
て見ても、保育士の仕事をなさっている方、保育士の仕事というのは非常にハードですよ、走り回って。私が保育士できるのかと言ったら、とてもじゃないけれども、できないわけで、すごい労働力ですよ。だから、その中で、また、基準が3対1とか5対1とかという形の中で、3対1が5対1ぐらいにふえていくなれば、なおさらに目配り、気配りをしていかなければいかんし、そういった意味では、いろんな形の中でそれが見落とされるという可能性だって、ひょっとしたらある可能性があります。

だから、そういう意味では、早くそういったものを解消していただきたい。特に今、質問しました国からのペナルティはないということですから、市単独でその施策が打てるということですから、ぜひそういう意味では、市が率先して、先ほども中田議員が言われましたけれども、長崎からそういった施策を打ち出して、日本全国にやっていくという一つの大きな課題を持ちながら実施に移していただきたいと思います。

市長もオンリーワンのまちづくりということで率先して長崎からという一つの思いもあらわれるわけですから、ぜひそういった意味では、こういった一つひとつのことをきちと片づけながら、長崎市の保育行政、特に少子化対策に対しての思いというものを全国に発信をしていただくよう、心からお願いをいたしまして、質問を終わります。
議長（鳥居直記君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 正 午 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

副議長（松尾敬一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。44番中村すみ代議員。

〔中村すみ代君登壇〕

44番（中村すみ代君） 草の根クラブの中村すみ代でございます。

質問通告に基づきまして、2点質問いたしますので、市長並びに理事者の皆さんの明快かつ前向きな答弁を求めるものでございます。

まず、第1点目ですが、市町村合併について。

小泉内閣は、1999年（平成11年）の市町村合併

特例法の改正に基づき、2005年（平成17年）3月までに現在の全国の市町村数約3,200を1,000に、そして、最終的には300にという上からの強制的な合併を推し進めております。

今回の合併は、「平成の大合併」ともいわれ、究極の行政改革の別名があるように、地方分権とは名ばかり、新たな中央集権化時代の到来であり、その背景には、我が国の多国籍企業が国際社会で生き抜くために、国、地方が抱える約700兆円という莫大な借金から身軽になり、国にとって効率のいい小さな政府を早急につくる必要があると考えられます。そのための地ならしは1998年、人口4,000人未満の小規模自治体の地方交付税補正係数の見直しなどから既に始まっております。つまり、小規模自治体になればなるほど、合併しか選択肢がないような、まさに兵糧攻めと言われるものです。

そして、現在、人口規模に関係なく、地方交付税削減により自治体の財政運営は一層悪化し、合併せざるを得ないところまで追い込まれているのが今日の姿ではないでしょうか。その一方で、特例法の期限までに合併すれば、10年間は合併特例債の発行を許可します。吸収合併の場合は、地方自治法で吸収される自治体の議員は原則失職するのですが、在任特例や定数特例を認めます。人口30万人以上の都市では、事業所税が課税されるのですが、6年間は免除しますなど、行政、議会、事業所などを初め多くの支援策といえは聞こえはいいのですが、実際は、誘導策により合併を加速させております。まさに、むちとあめの使い分けであります。

私は、町の将来は、そこに生活している住民が主体的に決めるものであって、現在、進められている合併は、国からの押しつけであり、長崎市を中心として進められている合併協議も、このような流れの中で進められているものと理解しております。

そこで、9月3日に開催された長崎市と10町との最後の任意合併協議会により、態度保留の三和町、大瀬戸町、離脱の琴海町、長与町、時津町を除く香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町の5町との長崎市への吸収合併の枠組みが決まり、法定合併協議会の立ち上げに向けた協議が始

まりました。長崎市と5町は、9月下旬をめどに臨時議会を開催して法定合併協議会の設置を決める準備に入りました。長崎市民にとっても、この合併問題が遠い先のことではなく、2年後の目前に差し迫った重要課題となってきたのであります。しかし、肝心の多くの長崎市民は、合併問題について、その是非を判断する十分な情報提供を受けていると言えるでしょうか。否と言わざるを得ません。

法定合併協議会は、関係する自治体が合併しようとする意思をもって設置するものだと思います。そうであるなら、協議会を設置するか否かについても、議会での議論はもちろんのこと、市民的討議が十分なされるべきであり、そのためには、市民が合併の是非を判断するに足り得る必要な情報を伊藤市長は提供すべきであると思います。

合併して自分たちの暮らしがどうなるのか、どんな長崎市になるのか、よくわからない状態ではないか。もっと時間をかけて合併の是非を議論し、結論を導くべきであり、2005年1月を合併の期日として、逆算しての合併に向けてのスケジュールを決めるのは本末転倒であり、まさに拙速との批判を免れないものと思います。

そこで、質問に入ります。

1. 市民の意向を把握するために、市長みずから出席しての説明会の開催、有権者を対象にしたアンケート調査などを実施する考えはないか。

2. 地方自治法では、原則として、吸収合併の場合には、吸収される自治体の議員は失職することになるわけですが、合併特例法では特例を認めています。市町議会議員の定数及び任期の取り扱いについての考え方をお伺いいたします。

質問の2、長崎港内の環境保全について。

昨年12月3日、伊藤市長は、議会でながさき環境都市宣言をしました。その第1番目に、海を「ペーロンのはしる光きらめく海をつくる」と表現しました。また、2001年度に策定した長崎市第三次基本計画においても、海について次のように述べています。政策目標、安らぎと潤いのある環境都市、環境にやさしい省資源・循環型の都市づくりを目指すこと。山や川、海などの豊かな自然の保全と市街地の緑化に努め、人と自然が共生する都市づくりを目指すとしています。

長崎は、海とともに開け、鎖国時代に海外との交流の窓口となり、海とともに生きてきた、そして現在も生きている、そして将来にわたり生きていこうとしている水産都市長崎の原点でもある海、このように、私たち長崎市民は海から多くの恩恵を受けて現在を生きていると思います。だからこそ、将来にわたり、美しい鶴の港とも称された長崎の港、海を残していく使命があるのではないのでしょうか。近年、海洋汚染が全国的にも問題になっていますが、長崎の海も例外ではありません。

そこで、長崎港内の環境保全を図るために、今後、どうすべきか、何が必要かについて、特に、人の健康にも深いかかわりのある発がん性物質であるPCB、ダイオキシン対策について、以下、質問をいたします。

1. 三菱長崎造船所ドック前のPCBしゅんせつ後の追跡調査。1970年代後半より第2ドック前の底質のPCB汚染が社会問題となり、長崎市も本格的に対策に乗り出しました。1981年長崎市は、底質の処理・処分等に関する暫定指針に基づき、三菱長崎造船所に除去対策を指示し、1988年、7年ぶりにしゅんせつを完了しました。

そこで、去る8月に、底質におけるダイオキシンの環境基準値が環境省において新たに設定されたことを踏まえ、また、五島玉之浦のカネミ油症事件からダイオキシンはPCBの同伴物であることが解明されたことでもあることから、しゅんせつ後、既に14年を経過している同地点を、環境保全の意味から追跡調査を実施する必要があると考えますが、見解を求めます。

2. 長崎港内の環境基準点は、現在、大波止付近の突堤間と女神付近の内港口の2点のみですが、PCB汚染の経過を踏まえたとき、造船所ドック周辺での環境基準点の追加が必要ではないかと思いますが、あわせて見解を求めます。

以上、壇上からの質問とし、答弁によって自席での再質問をしたいと思います。＝（降壇）＝  
副議長（松尾敬一君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 中村すみ代議員のご質問にお答えをいたします。

まず、市町村合併問題でございますが、今回の合併の問題は、隣接する自治体とは既に日常生活

の上で一体となった都市圏を形成していること、小さな単位での自治体運営が今後ますます厳しくなるということを考え合わせまして、合併について、この機会に関係自治体と検討していこうとするものでありまして、長崎市にとりましても、県都としての都市の発展を図っていくためには避けて通れない重要なことと認識しているところでございます。市民に対しましても、長崎地域任意合併協議会において、市町村合併に関するチラシを作成し、市役所、支所、公共施設あるいは長崎市内の銀行、郵便局の窓口にごくなどして情報提供を行ってきたほかに、これまでに平成13年12月から9回にわたり、広報ながさきの紙面におきまして、本年1月29日に設置されました長崎地域任意合併協議会における関係自治体との協議の状況、あるいは当協議会の資料として作成した合併に伴う行財政の効率化の推計などの合併に関するあらゆる情報を多角的に取り上げて掲載をし、市民の皆様方にもわかりやすく、かつポイントを絞って情報の提供に努めてきたところでございます。

また、長崎地域任意合併協議会のホームページでも、協議会の状況が伝わるように、全文記録の会議録と概要版を掲載するとともに、会議資料もすべて公開をし、また、市政資料コーナーにおきましても、いつでも閲覧ができるようにしているところであります。

今後予定の法定合併協議会が設置された場合、従来の広報紙、ホームページに加えまして、法定合併協議会が独自に発行する広報紙をもってお伝えするなど、十分な情報の提供に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、今回設置予定の法定合併協議会におきましては、市町村が行う行政サービスの一つひとつについての協議とあわせまして、合併後の自治体のマスタープランともいべき市町村建設計画を策定していくことになるわけでありまして。この市町村建設計画は、関係する自治体の住民の皆様が合併の是非を判断する重要な手がかりとなるものでありますが、法定合併協議会が設置されますと、計画の基本方針を定めまして、財政計画とあわせて具体的な計画策定作業を進めていくこととしており、平成15年度中には完了する予定となっております。

いずれにいたしましても、中村すみ代議員ご指摘の住民への説明の趣旨は十分理解できますので、今後、合併の最大の判断材料であります市町村建設計画の策定状況やその他の協議の進捗状況を見ながら、総合的に判断していかなければならないのではないかとこのように考えているところでございます。

次に、合併に伴う議員の定数及び任期の取り扱いについてお答えをいたします。

市町村合併が行われたとき、編入合併であれば編入されることにより消滅する市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことになるのが原則であります。合併特例法の規定によりますと、合併を円滑に進めることとあわせて、合併後のまちづくりを見届ける必要があるという観点から、合併関係市町村による協議を経て、合併後の一定期間は、議員の身分を保証する措置をとることが可能になっております。

この特例措置については、中村すみ代議員おっしゃるように、定数に関する定数特例の措置と任期に関する在任特例の措置の2つがあるわけにあります。

本市への編入合併を前提といたしますと、まず、定数特例につきましては、合併をした場合に、合併前の自治体を区域とする選挙区を設けまして、人口に応じて定数を増員する増員選挙を行うことができ、今回、合併協議会への参加を表明した5町、現在のところ5町でございます。5町を仮に合併しますと、各町1人ずつの計5名の定員増となりまして、この場合の議員総数は、本市議会議員が次回の総選挙で44名になりますので、あわせまして44名プラス5名という形で49名となる見込みであります。

次に、在任特例でございますが、合併したときから本市議会議員の任期満了の日まで、関係する町の議員全員が本市議会議員としての身分を保証されることになるわけでありまして、現在表明されています5町を合わせまして、66名の町議会議員の皆様方全員が長崎市議会議員となりまして、合併直後には、総数が110名の市議会議員となる見込みであります。

なお、いずれの場合でも、合併後最初の一般選挙において、さらに、定数特例をとることができ

ることとなっております。町議会議員におきましては、最長、平成23年4月まで特例措置をとることが可能となっているところであります。この議員特例の問題は、例外的な措置でありますので、特に、有権者である住民の理解なしには進めることが困難な問題であると認識しておりますが、特例を適用するかどうかは、あくまでも合併関係市町村間での協議によることとされております。

また、事前に私の方から発言いたしますと、合併協議会での協議に予断を与えることになるわけでありまして、好ましいことではないと考えますことから、今後予定されます法定の合併協議会の中で、この件につきましては、十分議論を尽くしていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思います。

他の件につきましては、所管の方からお答えしたいと思います。＝（降壇）＝  
環境部長（高橋文雄君） 長崎港内の環境保全についてお答えをいたします。

まず、三菱長崎造船所ドック前のPCBしゅんせつ後の追跡調査についてでございますが、昭和54年7月、本市は、長崎港の八軒家岸壁前面海域に堆積しております底質のPCBを調査いたしました結果、底質の暫定除去基準に定めますPCBを含む底質の暫定除去基準値10ppmを超えていたため、昭和56年2月に同基準に基づきまして、三菱重工業株式会社長崎造船所に対しまして、除去対策を指示いたしました。これを受け、同造船所は、昭和58年10月から平成元年7月までの間、計3回にわたって底質のしゅんせつを実施し、平成元年10月、しゅんせつ完了の報告を本市に行いました。これを受けまして、県市合同で底質の確認検査を行った結果、確認検査地点31地点すべての地点におきまして、暫定除去基準値以下であり、また、魚類の検査におきまして、アナゴなど全検体が同指針が定める基準値の3ppm以下でありました。

以上の結果から、しゅんせつによる汚染底質の除去対策が完了したものと判断し、平成元年12月長崎市議会環境経済委員会におきまして、「長崎港内のPCBを含む底質のしゅんせつについて」

の完了報告を行っております。

その後の再発防止対策といたしまして、1つは、ドック内の塗料やさび落とし、サンドブラスト作業等でのドックの底に堆積した異物の清掃を徹底する。2つ目は、ドックへの注水をする前に、現場管理者によるパトロールを実施し、異物の除去を確認する。この2点をドック外への異物の排出を未然に防止するためのシステムとして確立し、徹底されていると聞いております。

また、平成3年には、大型船舶の停泊を可能とするため、ドック周辺の艦装岸壁におきまして、しゅんせつ工事を行っておりますが、その際、自主的に底質のPCBを調査した結果、8地点におきまして、最低2.4ppm、最高7.5ppm、平均4.1ppmでありまして、問題ない値との報告を受けております。

さらに、本市が現在、定期的に毎年実施しております長崎港の底質のPCBの調査5地点におきましても、すべて除去基準値以下であることから、改めて追跡調査の必要性はないものと考えておるところでございます。

次に、環境基準点の追加についてお答えをいたします。従前から港内の一番奥の突堤間、中央部の内港口、臨海工業沖など5地点を長崎港の代表的な地点といたしまして、環境基準点及び補助地点として設けております。環境基準点におきましては、PCB、総水銀、鉛など、いろいろな項目の定期測定を行っておりますところでございます。環境基準点の追加につきましては、都道府県知事の権限でございまして、長崎県環境審議会の審議を経て追加されることとなっております。

したがいまして、環境基準点の追加につきましては、県と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

44番（中村すみ代君）市町村合併問題と、それから長崎港内の環境保全の質問に対しまして、市長並びに環境部長の方からご答弁いただいたわけですが、市町村合併問題から、まず再質問したいと思っております。

まず、市民の意向の把握の問題についてでございますが、私は、法定合併協議会設置ということ、先ほど壇上でもお話ししましたように、合併を

前提にした協議になるわけでございます。したがって、合併の是非を、やはり市民が十分な情報提供によって判断できるような、そういう市民への積極的な説明というものが求められているということ、先ほど言いましたが、それを、ぜひすべきではないかというふうに、再度、市長の見解を求めたいわけです。

と言いますのは、平成12年4月に、介護保険がスタートしました。その介護保険がスタートする前に、長崎市は介護保険課を中心に、制度の内容の周知や市民からの質問、意見、要望を聞くために、繰り返し説明会を開催してまいりました。また、ことし2月に、ごみ袋の指定・有料化のスタート時点でも、これは市長みずから現場に足を運ばれて、市民との対話を心がけられたではありませんか。この合併問題というのは、介護保険やごみ袋の指定・有料化の問題よりもはるかに長崎市民の将来、まちの将来を決める行政の重要課題です。その重要課題が今、協議されているときに、市民は、この問題について、ほとんど意見を言う場がないわけでございます。

先日、私は、第6回の任意合併協議会を傍聴しました。その際に、三和町の高比良町長が述べられたこと、また、第5回の任意合併協議会で三和町の高比良町長が述べられたことは、私は、まさに首長としての、そこに住む自治体の住民に対して、責任を果たす態度ではないかというふうに思いました。法定合併協議会への参加について、三和町の高比良町長は態度を保留されましたけれども、それは、やはり住民への説明と情報公開によって、住民みずからが合併の是非を判断することができるように保障するのが首長としての姿勢ではないかということ、これを述べられたと思います。

私は、ぜひ伊藤市長も、そのような住民に対する説明責任と、そして住民が、この合併問題の是非を自信を持って判断できるような、そういう情報提供と市民への説明を、特に、再度求めたいと思います。後ほど市長の答弁を求めます。

また、議員の定数と任期の問題ですが、つまり5町の町会議員の皆さんは編入合併、吸収合併ということになるわけで、その時点で失職するということが原則です。しかし、合併を促進していくために、恐らく法定合併協議会の中では、在任特

例や定数特例を前提にした定数と任期の協議が始まるものと考えられます。しかし、それは吸収・編入される町の住民の声を合併後も長崎市政に反映するための特例措置ではなくて、合併への誘導策ないしは議員の救済策ではないかというふうに私は考えます。

先ほど在任特例で、仮に議員の定数の見直しがなされれば、試算しますと、2年間で約十一、二億円ぐらいの新たな財政措置をしなければ、在任特例での定数と任期の見直しはできないというふうに思います。

この議員の定数と任期の見直しの問題で、私は、合併そのものには反対ですけれども、仮に5町との吸収合併が行われた場合に、平成23年の一般選挙からは、地方自治法でいう50万未満の46名の議員定数になるというふうになるわけで、そういう今後の5町における議員というものが、果たして誕生することができるのかという、そういう厳しい現実の中で、例えば旧長崎市の選挙区の議員数を減らしてでも、旧町での選挙区制度を導入して議員定数を決めていくとか、仮に、そういうふうなことでもしない限り、吸収・編入される町の住民の声を議会に反映されにくくなっていくのではないかというふうな重大な問題を持っている、この定数と任期の問題になるわけです。こういう問題を含めた合併について、市長に再度、長崎市民に対して十分な説明と情報開示についての考え方をお尋ねしておきたいと思います。

次に、長崎港の環境保全の問題についてなんです。先ほど環境部長は、基準点の追加については前向きの答弁をされたように私は受けとめております。

この基準点の追加については、ことしの7月22日、環境省から「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準の施行について」の通知の中で、測定地点の選定というところに、底質濃度が比較的高かった地点に関しては、その周辺において測定地点を増加させることが考えられるというように通知の中にも盛り込まれておりますし、こういったことも踏まえて、県の方に、長崎市が基準点の追加の進達をしてですね、ぜひ港内の基準点をさらにふやしていただきたいということを強く要請しておきたいと思います。

市長に再度、市町村合併の住民説明の問題についてご答弁を求めます。

総務部長（岡田慎二君） 市町村合併に絡んで、住民への情報の提供と、それから意向の把握ということでご質問でございますが、これまでの経過と考え方については、先ほど市長が申し上げましたけれども、いずれにいたしましても、市町村合併自体が長崎市の将来のあり方、あるいは住民生活に重要な問題という認識を持っておりますので、ご指摘の趣旨も含めて、今後予定されます法定協議会での協議の中身、進捗状況も勘案しながら、いろいろ考えてまいりたいというふうに思っております。

44番（中村すみ代君） 少々時間が残っておりますので、高橋環境部長に環境基準点のことについて、先ほどちょっと私、要請しましたけれども、その点について、再度ご見解を求めたいと思います。

環境部長（高橋文雄君） 本答弁でも述べましたが、環境基準点の追加につきましては、県の所管権限ということでありますので、私どもは、県の方に協議をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（松尾敬一君） 次は、21番高比良末男議員。

〔高比良末男君登壇〕

21番（高比良末男君） 新風21の高比良末男でございます。

質問通告に基づき、順次、質問をさせていただきますが、5点目の公園の整備については、自席より時間があればお尋ねしますので、よろしくお願いたします。

まずは、観光行政。観光客の受け入れ体制の充実についてであります。

平成13年度の本市観光客数は、前年に比べ1.4%減の約505万人でありました。長崎「旅」博覧会が開催された平成2年の628万人をピークとして、多少の回復を見られる年はあるものの、全体的には減少傾向にあります。このような中、今年度も魅力ある滞在型観光都市づくりと国内外の観光客の誘致に勢力的な取り組みが展開されています。市観光部を初め長崎国際観光コンベンション協会並びに関係者の皆さんの年間を通した頑張り